

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1925号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（規則第6-1515号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（支給地域等）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東京都</u>（前号を除く。） 100分の16</p> <p>(3) <u>大阪市</u> 100分の16</p> <p>(4) <u>新潟県</u> 100分の1</p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>令和7年4月1日</u>においてそれらの名称を有する県、市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p><b>第2条の2</b> (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>令和7年4月1日</u>においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>令和10年3月31日</u>までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 <u>令和10年3月31日</u>までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の20</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の16</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の16</u></p> <p>(4) <u>東京都府中市</u> <u>100分の15</u></p> <p>(5) 立川市 <u>100分の14</u></p> <p>(6) 新潟県 <u>100分の1</u></p>	<p>（支給地域等）</p> <p><b>第2条</b> 一般職員給与条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める地域及び同条第2項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域及び割合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大阪市</u> 100分の16</p> <p>(3) <u>小平市</u> 100分の16</p> <p>(4) <u>府中市</u> <u>100分の15</u></p> <p>(5) <u>立川市</u> <u>100分の12</u></p> <p>(6) <u>新潟県</u> <u>100分の1.5</u></p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>平成27年4月1日</u>においてそれらの名称を有する県、市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p><b>第2条の2</b> (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる区域の名称は、<u>平成27年4月1日</u>においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>平成30年3月31日</u>までの間における第2条の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>2 <u>平成30年3月31日</u>までの間における第2条第1項各号に掲げる地域の人事委員会で定める割合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 東京都の特別区 <u>100分の19.2</u></p> <p>(2) 大阪市 <u>100分の15.6</u></p> <p>(3) 小平市 <u>100分の14.8</u></p> <p>(4) <u>府中市</u> <u>100分の14.2</u></p> <p>(5) 立川市 <u>100分の12</u></p> <p>(6) 新潟県 <u>100分の1.1</u></p> <p><u>(一般職員給与条例第17条の3の規定による地域手当の支給割合)</u></p>

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第17条の3に規定する100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、100分の15.6とする。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。